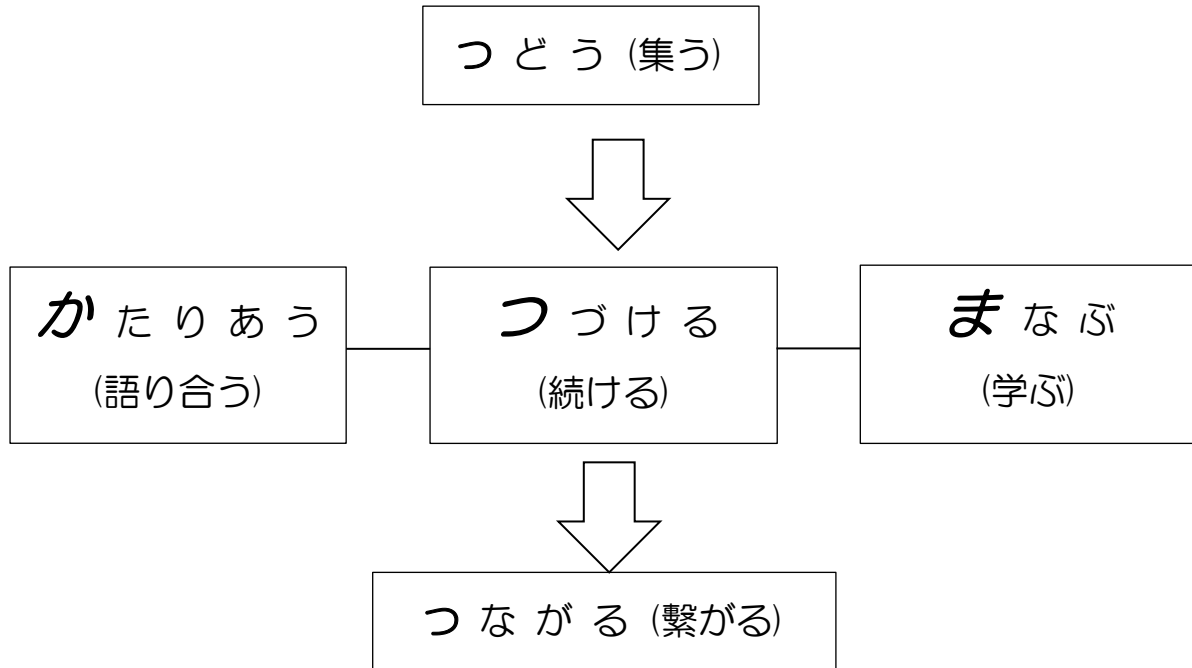


令和6年度 勝間公民館 事業方針

公民館は、地域住民の「教養の向上」「健康の増進」「情操の純化」を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(社会教育法 20 条)

公民館は、「学習機会」を提供し「学習活動」を支援し、「学習成果発表」の場を設けることを役割とする。



地域の活動の拠点として「行きたくなる公民館」「親しまれる公民館」をめざした事業の推進

本年度の努力点

- 地域住民の願いや思いをふまえた学習の機会や活動・交流の場の充実を図る。
- まなぼうやギャラリーを充実させ、気軽に立ち寄れる公民館となるよう公民館活動や地域交流を推進する。
- 公民館だよりによる広報に加え、ブログやフェイスブックを活用して公民館活動に係る情報発信を行う。
- 勝間小学校や国府中学校において、講座やサークルの作品展示を行う等、国府ふるさとネットの推進を図る。

★ 公民館の役割

集会と活用【つどう】

〔学級・教室・講座・サークル
並びに地域住民の場〕

学習と創造【まなぶ】

〔教育・文化活動等を計
画的に展開〕

総合と調整【むすぶ】

〔地域住民の絆を深めま
ちづくりの一翼を担う〕

- ◎ 地域における学習支援～学習機会の提供・学習活動の支援・学習成果の発表支援
- ◎ 地域（まち）づくりの支援～地域づくりに関わる活動の支援・地域連帯感の向上

1 運営の基本

職員が一体となって、地域の生涯学習及び地域住民の交流の拠点となるよう努め、親しまれる公民館運営を心がける。

2 運営の目標

社会の要請に的確に対応し、**子どもや若者、働き盛りの世代の人**も含めて**地域住民全体が気軽に集える**、人間力の向上等を中心とした、コミュニティのためのサービスを総合的に提供する拠点となることをめざす。

3 努力点

- (1) 今日の課題を踏まえ、学習者のニーズを尊重した学級・教室・講座の開設とその内容の充実を図る。
- (2) 地域住民の意識・要望の把握と学習情報・資料の収集や提供を行う。
- (3) 幼保・小中学校との連携を密にし、生涯学習のまちづくりや地域コミュニティづくりに寄与する。
- (4) IT 機器や SNS を活用した広報活動を充実させる。
- (5) 誠意と笑顔あふれる対応を心がけた窓口業務の実践に努める。

4 主要事業

・公民館運営審議会（年3回）	6月・12月・3月
・学級・教室	〔家庭教育学級〕 5月～1月 年9回（2月・3月休み）
	〔女性学級〕 5月～2月 年8回（8・1・3月休み）
	〔高齢者教室〕 5月～2月 年9回（8・1・3月休み）
・市民教養講座 各講座	5月～2月
・各種サークル	4月～3月
・地区敬老会への協力	9月15日（日）
・文化祭の開催	11月9日（土）・10日（日）（企画会・実行委員会）
・大掃除 1回	12月20日（金）
・サークル代表者会議	4月11日（木）

本年度の努力点

- 地域住民の願いや思いをふまえた学習会の機会を設定する！（**子どもの来館増**）
- 学ぼうやギャラリーを充実させ、気軽に立ち寄れる公民館となるよう公民館活動や地域交流を推進する。
- ブログやフェイスブックを活用して情報発信の充実を図る！
- 勝間小学校の美術館や国府中学校のコミュニティールームで、講座やサークルの作品を展示し、公民館活動や地域交流の活性化を図る！（**国府ふるさとネット**）